

## 特集 あなたの個人情報 誰が守る!?

～安芸高田市『登録型本人通知制度』7月から開始～



吉田人権会館 ハートプラザよしだ 会館だより みおつくし

住所 吉田町常友 1284 番地 1 ☎ 42-2826 2018 (平成 30) 年 8 月 31 日発行

お問合せ先  
総合窓口課 ☎ 42-5616

制度に関する  
お知らせ

行政情報

7月1日から「登録型本人通知制度」が始まりました

まずは問合せ!

### 登録型本人通知制度

住民票の写し等を代理人や第三者に交付した際、事前に登録した登録者にその交付した事実をお知らせすることで、不正請求の抑止や権利侵害を防止することを目的とした制度  
※交付の可否を登録者に確認したり、交付ができないようにする制度ではありません。

#### 《対象》

市に住民登録、または本籍のある方  
(過去に登録があった方も含まれます)

#### 《登録方法・受付窓口》

本庁総合窓口課・各支所窓口係に申請書を用意しておりますので、必要事項を記入し提出してください。  
(書類の提出は郵送でも受け付けます)

#### 《必要書類》

・登録者本人の本人確認書類(免許証・マイナンバーカード・パスポート等顔写真付き身分証明書)  
※顔写真付き身分証明書をお持ちでない方は保険証・年金手帳等の書類を2点ご用意ください。

※代理人申請の場合は、登録される本人の本人確認書類に加え、代理人の本人確認書類と委任状(法定代理人が申請する場合は法定代理人の資格を証明する書類)が必要です。

#### 《登録費用》

無料

#### 《通知される請求》

- ・住民票の写し※除票含む
- ・住民票記載事項証明書
- ・戸籍(謄本・抄本)※除籍含む
- ・戸籍の附票※除附票含む

#### 《通知されない請求》

- ・本人等からの請求
- ・国、地方公共団体等からの公用請求

#### 《通知内容》

①交付年月日②証明書の名称③通数④交付請求者の種別(代理人・第三者の別)  
※交付請求者の氏名、住所等を通知することはできません。

### これからの吉田人権会館の予定

#### ● 2018年度人権啓発連続講座

場所 クリスタルアージュ小ホール 時間 13時30分～



第3回講師  
前田 幹夫さん



第2回講師  
川名 壮志さん

9/7(金) 第1回 『寝た子』はネットで起こされる!?  
～部落差別解消推進法と今後の課題～

9/21(金) 第2回 犯罪被害者と隣人

10/12(金) 第3回 介護の悲劇と未来の私たち

まだ申込ができます。吉田人権会館 ☎ 42-2826

#### ● ハートフルフェスタ 人権文化祭

11/3(土) 場所 吉田人権会館

#### 編集後記

7月から安芸高田市で「登録型本人通知制度」が始まりました。2年前の人権啓発連続講座で講師をしていただいた、川口さんの講演がきっかけで制度がスタートしたという経緯もあり、もう一度この制度が人権を守る上でも大切な制度である、ということを確認する記事を作成しました。

ネットで検索すれば、パソコンの画面に「身元調査」を行う調査会社が多く現れます。戸籍の不正取得も個人情報が売買の対象になるのも調査会社必要とされるのも、「差別」が根っこにあることは疑いようありません。記事にもあるように、逮捕されたプライム事件の関係者が悪びれる事もなく、そう証言していることが大きな問題だと感じています。そして、そんな差別意識を利用して、私たちの個人情報が売買の対象になっているというのも許しが

たい行為です。自分たちの個人情報を自分たちで守る。その意識が大切なのかもしれません。

最近多いと思うのは、誰かと話していると「自分は差別をしないから、もう差別は無くなっている」と思っている人に出会うことがあります。自分を基準にして物事を考えるのは人の常ですが、社会で起きていることに気づけていない、又は気づこうとしないのは、少々危ういな...と思うことがあります。

最後に7月豪雨災害で被災された方、ボランティアで奮闘されている方、復旧に関わっている方すべてに、お見舞いと敬意を表します。先は長いですができることを少しずつ取り組んでいきましょう。

(吉田人権会館 館長 原田)

# 一体、誰が、何のために— そこには「差別」という 人間社会の暗い闇が見え隠れする—

**本** 年度、本市の人権啓発連続講座で第1回目の講師を務める、山口県人権啓発センター事務局長の川口泰司さんが、2013年に『アフターマティプやまぐち21』に寄稿した記事からプライム事件の概要と、本市が7月から制度を開始した登録型本人通知制度との関係を明らかにする。



川口 泰司 (かわぐち やすし)  
中学時代、同和教育に本気で向き合う教師との出会いがきっかけとなり、解放運動に取り組むようになる。その後、大阪学生部落解放連絡協議会事務局長を務め、現在、(一社)山口県人権啓発センター事務局長。  
自分の言葉で、エネルギーに語りかける講演は、世代を超えて共感を呼んでいる。

## 「プライム事件」とは何か？

2011年11月、東京都内の「プライム総合法律事務所」社長、同社の司法書士、元弁護士、横浜の探偵社社長、京都のグラフィックデザイナーら5人が逮捕された。  
プライムの社長は、横浜の探偵社からの依頼にもとづき、同社所属の司法書士の名義(偽造した「職務上請求書」)を使い、3年間で1万件を超える戸籍・住民票を全国の自治体から不正取得し、プライムの社長と横浜・探偵社社長らは3年間で2億3500万円を稼いでいた。プライム事件はその後、名古屋地裁で裁判がおこなわれ、地裁はプライムの社長に懲役3年の実刑、横浜の探偵社社長に懲役2年6月の実刑、司法書士に罰金250万円、元弁護士に懲役2年(執行猶予4年)、グラフィックデザイナーに懲役1年6月(執行猶予3年)を言い渡した。今回の戸籍不正取得事件の特徴は、その数の多さと手口の巧妙さにある。「職務上請求書」を2万枚も偽造し、司法書士がプライムに名義貸しを行い全国で1万件にも及ぶ戸籍謄本等の不正取得をおこなったことである。←

## 「情報屋」の存在—

### 職

業務上請求書を偽造して容易に不正取得を行ったのが、このプライム事件が多くの情報を集めることに成功した要因である。川口さんの記事の中では「こうある。」

1 万6千字あまり14ページに及ぶ川口さんの寄稿した記事は『プライム事件』について詳細に触れている。全文を掲載するには紙面が不足しており、残念ながらみなさんにすべてをお伝えすることができない。よって端的に、要点を絞って私たちの個人情報が一歩間違えばどのように扱われているのかをお伝えしようと思う。

### 組

織的かつ大規模な情報入手経路を持っていたことも事件の大きさを物語る。その中心的存在として、「情報屋」の存在を抜きにはこの事件は語るできない。記事の中には「こう書いてある。」

(プライムの関係者が逮捕された後の)2012年9月、中心的存在である名古屋の情報屋(調査会社)代表ら3人が逮捕された。情報屋とは、探偵社に個人情報を売買する、いわゆる個人情報の「仲介業者」である。全国の探偵社などから注文を受け、司法書士や行政書士、企業や行政の内部協力者から個人情報不正取得し、各地の探偵社に売却していた。まず、①依頼者が知りたい人物の身元調査をA探偵社に依頼する。②A探偵社が名古屋の「情報屋(調査会社)」へ注文。③「情報屋」が横浜のB探偵社へ依頼。④横浜のB探偵社はプライム(司法書士名義)を通じて、全国の市区町村窓口から戸籍・住民票を取る。(情報屋は)5年間で12億7000万円を儲けていた。(中略)このように「取れない情報はない」といわれるほどの個人情報不正ビジネスが構築されていた。現在でも、各地の探偵社のホームページ上には、「携帯番号調査」「固定電話番号調査」「銀行口座調査」「サラ金調査」「借金調査」「勤務先・職歴調査」「自動車ナンバー調査」「住民票・戸籍謄本の取得」「不動産調査」「郵便物の転送先調査」「住所・生年月日・号室番号調査」「無料電話番号検索」などの調査項目が書かれている。「不動産調査」、「郵便物

# 誰が守る!?

～安芸高田市『登録型本人通知制度』7月から開始～

## 登録型本人通知制度の活用!

の転送先調査」については、今回のプライム事件では発覚しておらず、不動産関係者や郵便事業者に内部協力者がいる可能性が高い。闇の個人情報ビジネスの根深さを痛感させられる。

### 摘

発された内部協力者の多くは不安定雇用労働者だったことや、群馬のC探偵社を介した「群馬ルート」の存在、個人情報が保護が強化される歴史など詳細に記述があるがここでは割愛する。問題は、この情報化社会の中で、私たちの大切な個人情報に不当かつ不正に利用されないためにも対策を立てなければならぬことだ。その一つとして「登録型本人通知制度」の有効性を川口さんは説く。本市においても「登録型本人通知制度」が7月から開始された。記事でも、この制度が不正取得の防止と抑止に効果があると次のように書かれている。

(中略)次に、戸籍の不正取得を防止するための登録型「本人通知」制度の導入についてである。そもそも自分の戸籍が不正取得され、結婚差別や就職差別などの人権侵害や犯罪に利用された後に、被害告知をされても、もう遅い。そのため、事前に不正を発見し、不正取得をさせない仕組みが必要である。そこで不正取得の防止に有効な方法として、他人が自分の戸籍や住民票をとった場合に、自治体が本人に知らせる「本人通知」制度という方法がある。これならば、頼んでもいない委任状や、身に覚えのない行政書士や司法書士などからの請求であれば、不正であるとすぐに分かる。また、不正取得する側は、市民の誰が登録しているか分からないので、不正が発覚するリスクが高くなり、不正取得の抑止力にもなる。実際に、群馬ルートの主犯核である東京・SRC代表や名古屋の情報屋らは、公判で「本人通知制度を導入している自治体からは戸籍や住民票は取るな」「お客から依頼があつても断れ」と指示を出していたことがわかった。また、昨年7月には、埼玉県在住者が登録型「本人通知」制度によって不正が発覚し、鹿児島県内の探偵社、行政書士、東京の情報屋らが逮捕されている。

### 自

自治体が積極的に市民の個人情報を守る施策を行うべきだと記事では提言がされているが、ここでは紙面の都合上割愛する。本市ではようやく「登録型本人通知制度」が始まったばかりである。まずは、この制度をより広く市民のみなさんへ周知し、市民一人ひとりが自らの個人情報を守る行動を推進していきたい。とはいえ記事の中では、「登録型」ではなく、主体的に全市民を対象に本人通知制度を実施している長野県松本市の取り組みも紹介されている。←

## 身元調査の依頼者がいるから商売が成立する—

また、記事ではこのプライム事件が氷山の一角であり、日本全国にはプライムや情報屋のように個人情報売買する輩が後を絶たない事に警鐘を鳴らしている。そして、プライムや情報屋の行いがビジネスとして成立していた背景には差別の問題があると記事を結ぶ。

また、自治体が行うべき対策は大いにある。←  
身元調査と浮気調査だった」と証言しており、不正取得された戸籍・住民票が差別的な身元調査に使われた可能性がある。また、横浜の探偵社社長は2007年に三重の戸籍不正取得事件で行政指導を受けたにも関わらず、その後もプライム社を通して、不正取得を繰り返していた。前回の事件で探偵社社長は500件のうち「半数は結婚相手の身元調査だった」と述べている。(中略)名古屋地裁で開かれたプライム社の社長は悪びれた様子もなく「うちは全国の3分の1くらいやっていただけ」と証言した。その後、摘発された群馬ルート、東京SRCが2万件の不正取得をおこなっており、プライム社と合わせると、この数年間で3万件もの戸籍・住民票が全国の自治体から不正取得されている。「依頼の半分が結婚相手の身元調査」としても、1万5千件が、結婚調査に利用されていることになる。結婚における根強い身元調査の実態が明らかとなった。

2009年の「山口県人権意識調査」では、同和問題に関する問題点として「偏見が残っている」56%、「結婚問題で周囲が反対する」28%であった。結婚問題の根深さは各地の意識調査の結果を見ても明らかである。結婚での身元調査に関して「身元調査は、現在でもある程度は必要なことと思う」42.6%(福岡県2001年)、「当然」「感じはよくないが必要だ」合計43.7%(三重県2004年)と、半数近くの人が結婚に際しての身元調査を肯定している。

結婚相手の気になることでは、「相手が同地区出身かどうか」20.1%(大阪府2005年)、「子どもの結婚相手と同和地区出身かどうか」23.9%(兵庫県尼崎市2007年)に達している。

また、結婚相談所を対象にした調査(2003年大阪)では、結婚がまとまらなかった要因として「部落出身」9%、「家柄」8%、「家族に障がい者」6%、「国籍・民族」5%であった。しかも、それらすべてが親族から反対され「結果的に交際を断念」している。(中略)このように、市民のなかに部落を忌避する差別意識があるからこそ、身元調査の依頼をする市民がいて、次々と巧妙な手口で、戸籍の不正取得が繰り返される。身元調査の規制と同時に、市民の差別意識の払拭が求められており、そのために、学校、地域、職場などあらゆる場において人権教育・啓発のさらなる充実に取り組んでいかなければいけない。

『アフターマティプやまぐち21 2013/第8号』(2013・4)